

## 工事・業務 契約締結内容

契約年月日	令和7年7月16日
件名	令和7年度 精華台小学校ウッドデッキ撤去工事
施工・履行場所	相楽郡精華町精華台地内
工事・業務概要等	ウッドデッキ（根太、大引き、デッキ材含む）撤去 162.4m <sup>2</sup> コンクリート舗装（出入口部分）600×2,000×7か所
工事・業務種別	建築一式工事
工期・履行期間	令和7年7月17日 から 令和7年9月5日 まで
契約の相手方	(株)大仙工務店 代表取締役社長 小西 康之
契約相手方の住所	京都府相楽郡精華町大字北稲八間小字寺垣外29番地
当初契約金額	¥990,000.- (税込)
選定理由 (随意契約)	令和7年7月1日付けで契約締結した「令和7年度 精華台小学校第1期便所改修工事」と現場が近接しており、作業動線が錯綜することから、「令和7年度 精華台小学校第1期便所改修工事」の請負業者である株式会社大仙工務店を選定します。 株式会社大仙工務店を選定することにより、便所改修工事の解体作業と同時に本工事を行うことができるため、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工確保が期待できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約で進めるものです。